

盛岡広域振興局長告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年3月17日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312205305	ことりファーム	紫波郡紫波町桜町一丁目2番地4 細川産業ビル1階B号室	令和8年3月31日